

## 古代東アジア各国における「カギ」の漢字表記（上）

—「鑰」・「鑑」—

方 国 花

はじめに

日本語では「錠をかける」ことを「鍵をかける」とも言っており、錠と鍵を区別せずに、「カギ」と呼ぶことが多い。即ち、日本語で「カギ」というと、錠を指すことも、鍵を指すこともある。そこで、本稿においては、錠と鍵を区別しない時は「カギ」、区別する時は各自「錠 (lock)」と「鍵 (key)」という用語を使って、古代東アジア諸国における「カギ」の漢字表記について論述する。現在は「カギ」を漢字で書く時に普通「鍵」をあてるが、古代では「鍵」以外にも「鑰」「鑑」「鉤」「匙」「鑰子」など多くの漢字表記を持っていた。

古代東アジア諸国の「カギ」について正面から論じたものに合田芳正氏の『古代の鍵』があるが、これは考古学の視点から「カギ」の実態を論じたもので、「カギ」の漢字表記については独自の意見を提示していなく、宮原武夫氏の説を踏襲しているのみである。

その宮原武夫氏は「カギ」を表す漢字表記のなかで「鑰子」、「鉤匙」、「鑑」を挙げ、「鑰子は金属製の錠であり、鉤匙は錠の鍵であり、鑑はクルルまたはカンヌキを操作するカギである」と指摘している。<sup>2</sup>しかし、「鑑」の実例には

「鏢鎰」、「辛（韓）鎰」、「丸鎰」があり、これらは違うものを指すとみるべきで、一概に「クルルまたはカンヌキを操作するカギ」とするには無理がある。更なる考察が必要である。

一方で、橋本義彦氏は宮原氏と違う見解を出して、「鏢の鎰」は「鏢を開ける鎰」であり、「韓鎰」は「俱留呂鍵」であるとしている。<sup>3</sup> 即ち、宮原氏の言う「鎰」を「韓鎰」、「鉤匙」を「鏢の鎰」として、「鎰」には「クルルまたはカンヌキのカギ」以外に「鏢を開ける鎰」（錠前を開けるカギ）もあると指摘している。

山里純一氏も「鎰」と「匙」の違いについてふれているが、不動倉に設けられた二つのカギとしてその設置箇所が違っていると述べているだけで、「カギ」の実態に迫るものではなかった。<sup>4</sup> 村尾次郎氏、渡辺晃宏氏、古尾谷知浩氏、大津透氏も古代日本における「カギ」についてふれているが、<sup>5</sup> 律令財政面における「カギ」の役割を解いたもので、「カギ」の実態や表記については論述していない。

なお、李成市氏によって新羅の雁鴨池遺跡から八世紀の遺物とされる錠前に「東宮衙鎰」という語句を刻んだものが出土したことが紹介され、<sup>6</sup> 古代中国においては重量の単位を表す意味として使われていた「鎰」が古代日本や朝鮮半島では共通して「カギ」を表す字として用いられていたことが明らかになった。<sup>7</sup> 雁鴨池遺跡からは他にも「鎰」を刻した錠前が一点出土しており、このことも含めて古代朝鮮半島での「カギ」の使用例は尹善泰氏によって詳しく紹介されている。<sup>8</sup>

このように、これまでの先行研究においては、「カギ」の実態や律令財政面における「カギ」の役割、古代日本と朝鮮半島における「鎰」の使われ方が論じられているが、視点を東アジアに広げて「カギ」の実態とそれに対応する表記を結びつけて考察する必要がある。そうすることによって「カギ」の役割も一層明白になると考えたからである。また、従来の研究においては、「鎰」の意味用法を調べるために『和名類聚名義抄』が用いられているが、他の古辞書も使用することによってより全面的な考察ができる。

そこで、本稿では文献資料や絵画資料から得られる知見だけでなく、木簡や正倉院文書など一次資料における「カ

ギ」の使用例から、古代東アジア諸国において「錠 (lock)」と「鍵 (key)」を表記するのにどの漢字があてられるかを考察し、各国における違いや共通点を明らかにする。よって、古代東アジア諸国における漢字表記の使用実態の表明を試みる。

## 第一章 「鑰」と「鑰」について

「鑰」について初めて論及した村尾次郎氏は、「日本で鑰というやっかいな字を略して書いているうちに、鑰になってしまったので、一種の国字とみてよい。」と述べている。しかし、前述したように、古代朝鮮半島でも「鑰」が「カギ」の意味で使われていることが知られ、「鑰」はもはや「国字」とみることができなくなった。本章においては、「鑰」と「鑰」の関係について述べ、各資料における記述からその使用実態を明らかにする。

### 第一節 古辞書における記述

まず、『和名類聚抄』（源順撰、九三四年前後成立）には「鑰」について次のように記述している。

【資料一】『和名類聚抄』（高山寺本）

四声字苑云鑰音漢字亦作鑰今案俗人印鑰之  
處用鑰字非也鑰音溢見唐韵

開具也楊氏漢語抄云鑰匙門乃加岐

（傍線は筆者による。以下、同じ。）

大飼隆氏は、傍線の部分を「今案ずるに（源順が今考えるに）、「俗人」（一〇世紀前半の一般人）が「鑰」を使うべきところに「鑰」字を使うのは「非」だ<sup>10</sup>と解釈している。六世紀に書かれた中国の漢字字典である『玉篇』には、「二十画曰鑰」とあり、これが中国での規範的用法と考えられる。傍線部の記述を裏かえして解釈すれば、「誤用と認識されながら広く行われていた」<sup>11</sup>ことになる。

『和名類聚抄』を基本資料の一つとして編纂された『色葉字類抄』（橘忠兼撰、一二世紀）の「前田本」には、「鑰」と「鑑」の両方に「カギ」という訓を付け、「鑑」には「俗用之」と付け加えている。また、「鑰匙」には「カドノカギ」とある。「カドノカギ」は「門ノカギ」であると考えられ、『和名類聚抄』における「鑰匙」を「門乃加岐」とする記述と一致する。

平安末期に成立したとされ、同じく『和名類聚抄』を基本出典の一つとする『類聚名義抄』（観智院本）をみると、『鑰匙』については、『和名類聚抄』を引いて「門ノカギ」としながらも、「鑰」については「ヤドノカギ、カギ」としている。「鑑」については、「音溢 廿両也 カギ 非也」と記述している。「廿両也」は『玉篇』の記述と一致し、中国での規範的用法を書いたものだと考えられる。「非也」は『和名類聚抄』における記述を引いた可能性がある。<sup>12</sup>つまり、『類聚名義抄』には、「鑑」を「カギ」とする「俗」の用法と重量の意味を表す「正」の用法の両方が記載されていることになる。なお、『和名類聚抄』にはない「鑰鑑」の項も見え、「カギ」としている。

中国の『玉篇』（原本）を基にして撰された『篆隸万象名義』（空海撰、八三〇年以降成立）の「高山寺本」には、『鑑』について「余資余質反満金」と記述している。「満金」の意味は不明だが、『鑑』を「カギ」の意味で取っていないことは確かである。「鑰」については「余灼反開」という読みが付けられている。

同じく中国の『玉篇』（宋の『大広益会玉篇』）にならって編纂された『和玉篇』（室町中期成立）には、「鑑」の項目はなく、「鑰」に「カギ」の訓が付されている。『篆隸万象名義』と『和玉篇』は両方とも『玉篇』の影響を強く受けていて、その影響で「鑑」を「カギ」の意味で記述していなかったと考えられる。

ところで、『新撰字鏡』（昌住著、八九八〜九〇一年頃の成立）には「鑰」について「以灼反開鑰止佐志」と記述していて、「鑰」を「カギ」ではなく「止佐志（トザシ）」としている。<sup>14</sup>「トザシ」は門戸をさしかためる用具である錠のことであろう。これに対して、「鑑」には「加支（カギ）」という訓がついている。即ち、「鑰」は「錠（lock）」とし、「鑑」は「鍵（key）」として区別してゐるのである。

一方で、遼の僧行均が西暦九九七年に撰述したとされる字書『龍龕手鏡』（高麗版による。現存諸本中最も古い版本で、遼版の形式を伝えると言われている）で「鑰」と「鑿」についての記述をみると、「鑿俗 鑰正 音藥開鑰也」とある。この記述は、「鑰」が正字で、「鑿」は「鑰」の俗字であると解釈できる。このことから、十世紀の遼の国では「鑿」を「鑰」の俗字として使用していたのではないかと推測できる。

しかし、中国の中原地域における辞書である『広韻』（陳彭らにより一〇〇八年成立）と『集韻』（丁度らにより一〇三七年成立）には「二十四両為鑿」とあって、先述した『玉篇』と数量は異なるものの、重量を表す意味としては共通して、共に「カギ」とはしていない。

このように、「鑰」と「鑿」についての古辞書の記述をみると、「鑰」と「鑿」を別字とするものがあれば、「鑿」を「鑰」の俗字とするものもある。これを国別に分けてみると、中国の中原地域では「鑰」と「鑿」を完全に別字とみなしているようだ。遼では『龍龕手鏡』で確認する限り、「鑿」を「鑰」の俗字として「カギ」の意味で記述している。『龍龕手鏡』におけるこの記述を遼国の契丹族だけの用法とみるべきか、それとも中国の中原地域にも辞書には記載されないが、俗の用法として使用されていたと見るべきかはにわかに決めがたいところがある。ただ、遼国では自国の文字である契丹大字と契丹小字を作ってそれを広めていて、また契丹語で漢文訓読がされていたとも言われ、<sup>16</sup> 自国の文化の発展に力を入れていたことが分かる。『龍龕手鏡』における「鑿」の記述も中原地域とは異なった、遼国の中での用法を反映している可能性もあるのではなからうか。

日本の場合には古辞書の種類が多く、「鑰」と「鑿」に関する記述も多種多様である。『和名類聚抄』と『色葉字類抄』のような日本の国語辞書と、『和名類聚抄』の影響を強く受けた『類聚名義抄』においては「鑿」に「カギ」の意味がある、或いは「カギ」の読みを持つとして記述しているのに対し、『篆隸万象名義』と『和玉篇』からは「鑿」に「カギ」の意味が確認できなかった。これは各辞書が作られた目的や性格と関連があると考えられる。即ち、『和名類聚抄』は「勤子内親王の命によって源順が文学的言葉だけでなく、日用語を中心に社会生活全般に用いられる和名を広く収集

したものの<sup>15</sup>なので、「鑑」字が「俗人」に使用されていることを明記する必要があった。それを引いて、『色葉字類抄』も『類聚名義抄』も「カギ」の意味を持つ字として「鑑」を記述している。しかし、『篆隸万象名義』と『和玉篇』のような中国の『云篇』の影響を強く受けて成長した辞書においては、中国での規範的用法のみを記述すればよかった。ただ、問題なのは『新撰字鏡』における記述である。「鑰」を「トザシ」、「鑑」を「カギ」として区別しているが、他の古辞書においてこれと一致する内容はなく、『類聚名義抄』に「鑰」を「トザシ」とする記述が見えるのみである。当時、このような使い分けがされていたかどうかを次節において、記述万葉や正倉院文書、木簡などで確認してみよう。

## 第二節 「鑰」と「鑑」の通用

### 二・一 記紀万葉における使用例

記紀万葉の場合は原本が残っておらず、成立当時の様子を見ることはできないが、写本が残っているので、なるべく古い写本を用いて字形の確認を行う。

『古事記』には「鑰」の用例も「鑑」の用例もない。

『日本書紀』には「鑰匙」、「官鑰」、「鑰」、「典鑰」の四例見られるが、これらの該当箇所が残っている最古の写本である北野本で字形の確認をすると、付属資料の表一の通りである。表一をみると、『NO1』の巻第二七の用例の字形と『NO2』の巻二八、巻三〇の用例の字形が異なることがわかる。北野本の巻二二から巻二七は平安末の古本系統写本で、巻二八から巻三〇は平安末から鎌倉時代までの卜部家系統の写本であり、表一の字形の違いは写本によるものだと考えられる。「NO1」の字形は「鑰」の傍の真ん中の部分の「口」三つを省略した形で書かれていて、他の三例は「NO1」の字形の傍に草冠をつけた形になっていて、「鑰」とも「鑑」とも字形が一致しないが、「鑰」のほうに近い字形であると言える。『日本書紀』の原本においても「鑰」に近い形で書かれていた可能性がある。

『万葉集』では一七三八番歌に「鑑左倍奉（鑑さへ奉る）」の一例が見られるのみである。この「鑑」は『校本万葉集』をみると校異がなく、原本においても「鑑」で書かれた可能性が大きい。

このように、正格な漢文で書かれたとされる『日本書紀』には中国での規範的用法である「鑰」に近い字形で書かれ、和歌即ち倭歌（ヤマトウタ）を書いた『万葉集』には「俗」の用法である「鑑」で書かれ、その違いが見られる。

## 二・二 正倉院文書における使用例

次に、奈良時代の文書行政を知る貴重な一次資料となっている正倉院文書において「鑰」と「鑑」がどのように書かれているかを確認しよう。正倉院文書での「鑰」と「鑑」の全ての使用例をまとめたのが付属資料の表二と表三である。<sup>17</sup>

表二は『大日本古文书』（編年文書）で「鑰」と翻字されている例をまとめたもので、その使用例は五例見られる。しかし、字形は「鑰」字形と一致するのは一例もなく、傍の部分には草冠がついていて、真ん中の「口」三つが抜けている。この字形は観智院本『類聚名義抄』に記載されている「鑰」に近く、同書では「鑰」と同じく「闕」の俗字とされている。即ち、「鑰」と「鑰」は異体字関係にあると言え、表二に挙げた字形も「鑰」ではなく、「鑰」の異体字である。「鑰」と似たほうがよさそうだ。ただ、「NO3」の「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」は影印本を手に入れることができなかったため、その字形を確認できなかった。

表三は『大日本古文书』（編年文書）で「鑑」と翻字されている使用例をまとめたもので、全部で四九例確認できる。その字形をみると、傍の部分が「益」の間に点或いは「一」があるのが最も多く、点のない例は「NO6」の二例と「NO19」、「NO25」の四例だけである。傍の下の部分が「皿」ではなく最終画が横に出る「皿」で書く例は「NO7」、「NO8」の四例ある。また、点や「一」が「皿」と繋がって「皿」のようになっていて用例も見当たりますが、これは崩して書いていくうちに画が繋がったものと考えられる。「NO21」と「NO27」は活字体で「鑑」と表記しているが、これ

は正倉院文書のマイクログリッド資料ではかろうじて字形が確認できたものの、画像として取り込むと字形の確認ができないため活字体で表記した。なお、「NO23」は「益」と翻字すべきものであるが、この字も「カギ」と読め、「益」の金偏を略した字と考えられるため、一緒に挙げておいた。このように、「益」の場合は、「益」字形と少し異なるものもあるが、「益」に近いと見られるので、便宜上「益」字形で代表しておく。

表二の「鑰」の字形と表三の「益」の字形を比較してみると、旁の下半分が違うだけである。即ち、「益」の「皿」の最終画を少し短くして、上に上げると表二であげた「鑰」の字形になる。正倉院文書では字形の複雑な「鑰」を字形そのまま書き表すことはなく、略して書いている。「益」と「鑰」の使用数を比較してみると、五・四九で、「益」の使用数のほうが十倍ほど多い。中国で元々重量を表す意味しか持たなかった「益」は、「鑰」との字形の類似性と画数が少なくて書きやすいという利便性から、正倉院文書においては、「カギ」の意味を持つ字として普通に使われていて、その用字法が定着していた。即ち、「鑰」と「益」は正倉院文書においては使い分けられていなく、同じく「カギ」の意味に用いられていた。さらに、「益」の金偏を略して「益」だけで「カギ」の意味を表すことができたのは、その当時の社会において「益」を「カギ」の意味で使う用法が深く浸透しているからであろう。

### 二・三 日本の古代木簡における使用例

では、古代において日常の文書行政を表す木簡の場合はどうだろうか。古代日本における木簡の用例を集めたのが付属資料の表四である<sup>18</sup>。字形をみると、中には字形の確認ができないものも一部あって空白にしてあるが、「NO2」の三例と「NO14」の「東門益」一例以外は「益」に近い形で書かれている。「NO2」と「NO14」の「東門益」は「鑰」に近い形で書かれていて、正倉院文書で「鑰」とされているものや北野本『日本書紀』における字形と似ている。興味深いのは「NO14」の例で、一面に「東門鑰」（「鑰」に近い字形）、他の一面に「東殿門益」と墨書されている。これは「東門」と「東殿門」のカギという意味である。「益」と「鑰」に近い字形が一つの木簡の表と裏に書かれていて、同じ



ものを指していることから、この「鑰」と「鑰」は異体関係にあると言えよう。しかし、この木簡の表面と裏面は筆跡が異なるため、違う書写者によって書かれているとも見ることができ、書写者の書写習慣によるものとも考えられる。また、「NO19」も注目すべき例で、正倉院文書の場合と同じく、「鑰」の金偏を省略して「益」と書いている。この例は「経蔵益」として使われ、「経蔵のカギ」と読める。犬飼氏はこの木簡が飛鳥池遺跡（七世紀の遺跡）から出土しているのに注目し、「鑰」を「カギ」の意で使う慣用が七世紀末には成り立っていると指摘している。<sup>19</sup>「NO4」の「鑰」も「益」しか残っており、<sup>19</sup>「益」と読めそうだが、これは木簡の右半分を欠くもので、左側にかすかに黒痕が見えることから、元は「鑰」であったと推測できる。

このように、日本の古代木簡における「鑰」と「鑰」の使用例をみると、正倉院文書の場合と似ていることは一目瞭然である。即ち、「鑰」の使用頻度のほうが「鑰」より遥かに高く、両字の間に使い分けはなかったようだ。このことは、木簡や正倉院文書のような日常ふだんの文書行政を書き表す場においては画数が少なく、書きやすい「鑰」のほうを多用していたことを意味する。さらに、「鑰」を略した「益」が正倉院文書にも木簡にも「カギ」の意味で使われたことは、「鑰」が「カギ」を表す字として日常ふだんの場においていかに定着しているかを物語っているかのようにみえる。

## 二：四 古代中国における「鑰」の使用例

「鑰」を「カギ」の意味で使用し、「鑰」の使用例のほうが「鑰」より遥かに高い日本と違って、古代中国では「カギ」を表すのに「鑰」を使うことはなく、「鑰」を使用している。最近発見されて「唐令」復元に注目されている北宋の「天聖令」（明代写本）における使用例をあげると以下の通りである。

【資料二一】倉庫令卷第二十三（『天一閣藏明鈔本天聖令校證』による。）

諸倉庫門、皆令監當官司封鎖署記。其左右藏庫、記仍印。開示（閉）、知其鎖鑰、監門守當之處、監門掌、非監門守當者、當

處長官掌。

【資料二二二】關市令卷第二十五

諸關門竝日出開、日入閉。管鑰、關司官長者執之。

【資料二二一】は倉庫門の「カギ」の管理について記述したもので、傍線部の「鎖鑰」は「カギ」とみて間違いない。【資料二二二】は「関門」の「カギ」の出し入れの時間帯と責任者を明記したもので、傍線部の「管鑰」も「カギ」のことである。これらの用例は明代写本によるものであるが、恐らく成立当時も「鑰」の字形で書かれていたのではないかと考えられる。

「天聖令」だけでなく、中国における他の資料をみても同じ結果が出る。中国の石刻拓本資料を数多く集めた京都大学の「漢字字体変遷研究のための拓本データベース」で「鑰」と「鑰」の用例を探してみると、「鑰」はなく、「鑰」だけが検出できる。このことは、裏返せば中国においては「鑰」を「鑰」で書き表す用法がなかったとも理解できよう。

二・五 古代朝鮮半島における「鑰」の使用例

一方で、「はじめに」でも少しふれたように、朝鮮半島においても日本と同じく「鑰」は「カギ」の意味として使われている。尹善泰氏は八世紀の雁鴨池遺跡から出土した鉄製の錠前について、「雁鴨池出土の錠は全部で五つあるが、五つとも銘文が確認される。中でもはつきりと銘文が読めるのは三つあるが、「思正堂北宜門」、「合零闌（闌？）鑰」、「東宮衙鑰」などと針刻されている。」（筆者の翻訳）と紹介している。<sup>20</sup> 今まで発見された古代朝鮮半島の用例の中で「鑰」は「合零闌（闌？）鑰」、「東宮衙鑰」の二例のみである。この二例とも「鑰」の字形で書かれている。

二・六 小結

以上でみてきたように、古代日本の場合、日常ふだんの文書行政を書く場においては「鑰」を多用し、『日本書記』

のように正格な漢文を意識した文献においては「鑰」に近い字形の字を用いていた可能性が高い。しかし、正倉院文書や木簡での用例からも分かるように、「鑰」と「鑿」は異体字関係にあって同じく「カギ」を表す字として使われていて、別字とは見られない。「益」の使用は「鑿」を「カギ」の意味で使う用法が日常ふだんの場においては定着していることを表す。新羅では日本と同じく、「鑿」を「カギ」の意味で使用していた。しかし、古代中国の場合は、石刻資料や「天聖令」のような公的資料でしか確認できなかったが、「鑰」のみを使用していた可能性が大きい。

### 第三節 「鑰」（「鑿」）は何を指すのか

前節においては、「鑿」と「鑰」が各資料のなかでどのように書かれていたかという漢字の「形・音・義」中の「形」に重点をおいて論証してきたが、ここでは「義」に重点を置いて、「鑰」（「鑿」）の意味用法について考察する。

#### 三・一 古代中国の場合

まず、古代中国では「鑰」が何を表す字として使われていたのかをみてみよう。

『周礼』の司門条に「管鍵」についての記述が見え、後漢の鄭玄の注、唐の賈公彦の疏が付く『周礼注疏』は以下のように解釈している。

【資料三】『周礼』卷第十五 司門条（『十三经注疏』（标点本）『周礼注疏』、北京大学出版社、一九九九年）<sup>21</sup> 司門、至掌授管鍵、以啓閉国門。

鄭司農云、「鍵読為蹇」。管謂籥也。鍵謂牡。○鍵、其展反、又其偃反、司農音蹇、居免反。籥、羊略反。【疏】「司門」至「国門」○釈曰云、「掌授管鍵、以啓閉国門」者、謂用管籥以啓門、用鍵牡以閉門、故及言以啓閉。国門即王城十二門者也。

右の注疏による解釈によれば、「管」は「籥」で、「鍵」は「牡」である。また、「掌授管鍵、以啓閉国門」を「用管籥以啓門、用鍵牡以閉門」と解釈しているので、「管籥」で「啓門」、即ち門を開け、「鍵牡」で「閉門」、即ち門を閉め

ると理解できる。つまり、「管籥」（管）は門を開ける道具である「鍵（key）」で、「鍵牡」（鍵）は門を閉める道具である「錠（lock）」ということになる。「籥」は『玉篇』に「一作闔」とあって、中国の宋代に書かれた『集韻』（十一世紀）には「闔」を「籥」の正字としているので、「籥」、「闔」、「籥」は異体字関係にあると言える。よって、「管籥」は「管籥」と同じだと考えられる。

『礼記』の「月令」にも「管籥」に関する記述が見えるので、ここにおける解釈をもう一度確認してみることにする。

【資料四】『礼記注疏』卷第十七 月礼（『十三经注疏』（标点本）『礼记正義』、北京大学出版社、一九九九年）

壞城郭、戒門闔、修鍵閉、慎管籥

鍵、牡、閉、牝也。管籥、搏鍵器也。○正義曰、城郭当須牢固、故言壞。門闔備擬非常、故云戒。鍵閉或有破壞、故云修。

管籥不可妄開、故云審。（中略）正義曰、「鍵牡閉牝」者、凡鎖器入者謂之牡、受者謂之牝、若禽獸牡牝。然管籥与鍵閉別文、

則非鍵閉之物、故云「搏鍵器」、以鉄為之、似樂器之管籥、摺於鎖内、以搏取其鍵也。按『檀弓』注云、「管、鍵也」。則管、

鍵一物、此為別者。熊氏云、「管是鍵之伴類、仍非鍵也。」注称管鍵者、以類言之、若云隣里然也。管籥云搏鍵器、則管籥一

物、義或然也。而何胤云、「鍵是門扇之後、樹兩木、穿上端為孔。閉者謂將扇闔門、以內孔中。」按『漢書・五行志』每云牡

飛及牡亡、謂失其鎖須、須則牡也。

「礼記注疏」は漢の鄭玄の注、唐の孔穎達の疏によるものである。「鍵牡閉牝」について「凡鎖器入者謂之牡、受者謂之牝」と注記していることから、「鍵」は錠前の牡金具、「閉」は錠前の牝金具を指すと理解できる。「管籥」については「搏鍵器也」「摺於鎖内、以搏取其鍵也」とあるので、「管籥」は錠前を開ける道具であると理解できる。「然管籥与鍵閉別文」「管、鍵一物、此為別者」「管是鍵之伴類、仍非鍵也」という記述は「管籥」（管）と「鍵閉」（鍵）が別物を指すことを意味する。

『礼記』と『周礼』の注疏では共に「管」（管籥）を「鍵（key）」、「鍵」を「錠（lock）」、或いは錠前の牡金具としている。しかし、元代中国の学者である呉澄（一二四九～一三三三）は『礼記纂言』卷六下（四庫全書全文版）におい

て「管者鑣之牝、籥者鑣之牡。鄭注誤以鍵閉為鑣之牝牡。」として、「管籥」を錠前の牡・牝金具とし、鄭玄の注が誤りであると述べている。これは、牡錠と牝錠からなる「錠 (lock)」と「鍵 (key)」はセットになって使われるもので、どちらを欠いても物の管理が成り立たなくなるため、使用しているうちにその漢字表記にも混用が生じていたからだと考えられる。

### 三・二 古代朝鮮半島の場合

古代朝鮮半島には前述したように、「鑰」の用例が二例しか確認できていない。尹善泰氏は雁鴨池遺跡から出土した錠前に「合零闌 (闌?) 鑰」「東宮衛鑰」と「鑰」字が針刻されていることから、新羅において「鑰」は「鍵 (key)」ではなく、「錠 (lock)」を意味する文字として使用されていたとしている。一方で、「鍵 (key)」は朝鮮語の固有語である「金 (go)」を当てているとしている。前でも紹介した雁鴨池遺跡から「策事門思易門金」(二一三号木簡)と書かれている木簡が出土しているが、氏はこれを「策事門」と「思易門」の「鍵 (key)」と読んでいる。古代朝鮮半島の場合は、用例が少なくこれ以上のことは言えないが、今のところ尹善泰氏の説に従うことにする。

### 三・三 古代日本の場合

最後に古代日本において「鑰」(「鑰」)は具体的に何を表す字として使われていたのかについてみていきたい。宮原氏は「鑰」が「クルルまたはカンヌキを操作するカギである」として、「クルルまたはカンヌキのカギ」というのは、扉のカギ穴から鑰を挿入し、その先端部を鍵にひっかけ、鑰を回転させることにより、カンヌキまたはクルルを左右または上下に移動させて扉を開閉できるようにするもので、左右に移動されるのが「カンヌキ」で上下に移動させるのが「クルル」であると説明している。<sup>23</sup>これを図で説明すると、図一が「クルルまたはカンヌキのカギ」である。図二は一四世紀に書かれた『慕婦絵詞』という絵巻の一部であるが、クルルが描かれている分かりやすい例であるため、これを

用いて説明すると、図二の右下にある穴から図一のカギを入れてその隣にある棧（サル）を上に乗げると門が開く仕組みになっている。

合田氏は「鑑」（「鑰」）につく助数詞に注目し、「鑑（鑰）に「勾」が付されていることは、その形状が鉤型に大きく折れ曲がっていることを想起させることや、「柄」の場合は鉤（クルル鉤）の木質の把手部分を指したであろうことが容易に想像される」と述べて、宮原氏の説を支持している。<sup>24</sup>

平安時代末期に平信範によって書かれた『兵範記』<sup>25</sup>にも「鑑」が「クルルまたはカンヌキ」を指すと解釈できる記述が見える。仁安二年（一一六七）九月廿七日条に五条内裏が焼亡し、翌日官人を遣わして焼跡を実験させ、「印並鑑、鑑七十一隻、鑿一具」を灰燼の中から取り出したとあるが、その取り出した物に対して「毎物不損、但印筥下机鑑柄等焼失了」と記述している。即ち、灰燼の中から取り出した物の中で、他の物は大丈夫だが、印鑑の箱の下机と「鑑柄」が焼失したということである。「鑑」の「柄」が焼失したのは、「柄」の字からも分かるように、木でできていたためである。この「柄」は合田氏のいう「鉤（クルル鉤）」の木質の把手部分」と考えてよからう。よって、この場合の「鑑」はクルルまたはカンヌキのカギとみてよさそうだ。

ところが、『兵範記』の十月九日の記録には印鑑などを入れるための辛櫃を新しく作らせたことが書かれていて、御



図1 クルルまたはカンヌキのカギ（『古代の鍵』ニュー・サイエンス社より）

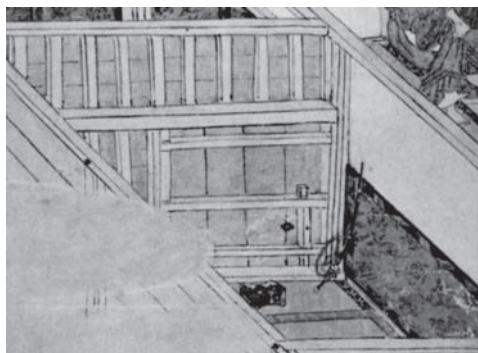


図2 クルル（日本絵巻物全集『善信聖人絵・慕婦絵』角川書店より）

印・印盤を一合の辛櫃に入れ、もう一合の辛櫃には「東大寺勅封御倉鑑四」が納められたが、その内訳には「韓鑑一、鑲鑑三」とある。また、「鑑七十一」と「鑲一」も納入してあるが、これは恐らく九月二十八日の記述における灰燼の中から取り出したものであろう。橋本義彦氏は、この記述について「鑲の鑑は鑲を開ける鑑であろうが、それと区別された韓鑑は、後世の開封記録に見える俱留呂鍵または折鑑に当るものではなからうか。」と述べている。<sup>26</sup>筆者も同じ意見である。即ち「鑑」には「鑲」を開ける「鍵 (key)」を指す用法がある一方で、クルルまたはカンヌキを開けるカギを指す用法もある。

天平宝字六年十二月八日の「石山院解」には内容が酷似する資料が二つあるが、この資料における「鑑」も「鑲(子)」を開ける「鍵 (key)」と見ることができるといえる。その全文は次の通りである。

【資料五】続修二十裏 石山院解 (表三の [NO10])

令奉請大般若經本經一辛櫃在鑲子并封 残紙一辛櫃在封 經机一前居辛櫃 布網七條 布淨衣三領 管形一基  
右、隨擔夫員、且進上如件附弓削伯万呂

【資料六】続々修十八帙三裏 石山院解 (表三の [NO18])

令奉請般若本經一辛櫃在鑲并封 残紙一辛櫃在封 布網柒條 布淨衣參領 經机一前居機 管形一基  
右隨擔夫員、且進上如件

一進上仕丁並領舍人、早速可返遣、先日仰遣、末醬醬類並雜物令持、將參上、但今明食滿給了  
以前條物等、附弓削伯万呂、且進上如件、以解

六年十二月八日辰時下道主

【資料五】は「息長常人請假解」(続修二〇一九、『大日本古文書』十五一四六九)の二次文書で、【資料六】は一次文書である。【資料六】の方の内容が詳しく、日付の下に署名も見られ、また一次文書であることから、【資料五】は【資

料六】の写しであることが明らかである。即ち、【資料五】は必要な内容だけを整理して書き写したものである。その内容を見ると、【資料六】に「在鑲並封副鑰」と書かれているのに対し、【資料五】には「在鑲子並封幅鑰」とあり、記述内容が少し異なる。これは【資料五】が【資料六】を書き写しているうちに生じた誤写と考えられ、【資料五】の「在鑲子並封幅鑰」の「幅」は「副」に改めるべきである。その意味を考えても「幅」では通らなくて、「副」が正しく、「鑲（子）」に鑰を副える」と読める。「鑲（子）」に副える物として「鑰」が書かれているのは、「鑰」が「鑲（子）」を開けるために必要な道具であるからだろう。従って、【資料六】と【資料五】の「鑰」は「鑲（子）」（錠）を開ける「鍵（key）」を指すと考えられる。

また、木簡における用例をみると、「東門鑰・東殿門鑰」（表四の【NO14】）、「経蔵益」（表四の【NO19】）、「西南殿鑰」（表四の【NO27】）はキーホルダー木簡とされ、門や蔵、殿の「鍵（key）」に取り付けられていたことが簡単に想像できる。よって、これらの使用例における「鑰」も「鍵（key）」のことを指すと理解できる。

ところで、平安時代末期から作られた東大寺の寺誌である『東大寺要録』には「鑰」が「錠（lock）」と「鍵（key）」の総称としての「カギ」を指すと見られる記述がある。

【資料七】『東大寺要録』四

一、正蔵院

鑰七具倉坊 二具勅封鑰<sub>官</sub> 二具綱封 一具北隔

一具東三倉 一具西行南一倉

【資料七】において「鑰」には「具」という助数詞が付いている。「具」は衣類・器具などで一揃いになるものを数えるのに用いる助数詞で、【資料七】の「鑰」は「錠（lock）」と「鍵（key）」がセットになっているものを指す可能性が高い。

なお、正倉院文書の記述をみると（表二と表三参照）、「鑰」には「辛（韓）鑰<sub>28</sub>」と「丸鑰」がある。「辛（韓）鑰」



は「長三尺」(表三の「NO15」・「NO36」)で「重一斤八両」(表三の「NO26」)あるとされ、約一メートルほどある長大なものであることが分かる。古代日本の出土例のなかで、錠前で最大のものが二三・六センチ、最大の鍵 (key) が一九・四センチであると言われている<sup>30</sup>。実際一メートルに達するような「錠 (lock)」も「鍵 (key)」も実用的にはあり得ない。『延喜式』「伊勢大神宮」(訳注日本史料)に「鑰一勾 長三尺四寸七分」という記述が見え、正倉院文書における「辛 (韓) 鑰」の大きさに近い。『延喜式』における「鑰」はクルルまたはカンヌキのカギに近い形をしているものに復元されていて、「辛 (韓) 鑰」も同じ類のものと考えられる。

「丸鑰」は「長二尺以下一尺以上」(表三の「NO15」・「NO26」)・「重二両」(表三の「NO11」・「NO12」)とあって、「辛 (韓) 鑰」に比べると随分軽くて小さいことが分かる。「丸鑰」は恐らくかけがねの類ではなかったかと推測する。このように、「鑰」は「クルルまたはカンヌキのカギ」を指すことも、「鍵 (key)」を指すことも、「錠 (lock)」の総称としての「カギ」を指すことも、かけがねを指すこともあると考えられ、「カギ」全般を表す字として使われていたと推定できる。

#### 第四節 まとめ

以上でみてきたように、古代日本や朝鮮半島、遼では「鑰」を「カギ」という意味で使用していた。これは、中国の規範的用法から外れるものである。古代中国の中原地域では「鑰」を重量を表す意味でしか使われなく、「カギ」の意味で用いることはなかったため、「鑰」を「カギ」の意味で使うのは中国の周辺諸国における用法と考えられる。

古代日本では日常ふだんの場においては「鑰」を「カギ」の意味で使う用法が定着していたようだ。しかし、『日本書紀』のように正格の漢文を目指して書いたものや中国の規範的用法を記した古辞書の影響を強く受けて成立した古辞書の場合には「鑰」をカギの意味で使うことはなく、「鑰」に近い字形の字を使っていた。また、古代日本において「鑰」(「鑰」)は「錠 (lock)」を表すことも、「鍵 (key)」を表すことも、「錠 (lock)」も「鍵 (key)」がセットになってい

るものを表すことも、「クルルまたはカンヌキのカギ」を表すことも、かけがねを表すこともあり、これらは皆和語で「カギ」と呼ぶことから考えて、「鑑」（「鑰」）は和語の「カギ」に対応する表記であることが推測できる。そこで、『万葉集』において「鑑」が使われているのは、恐らく「鑑」が「カギ」という和語を表す字として倭歌（ヤマトウタ）を書いた『万葉集』にふさわしいからであろう。ところで、和語としての「カギ」は「鍵（key）」と「錠（lock）」の総称として使われることもよくあって、『新撰字鏡』において「鑑」を「カギ」、「鑰」を「トザシ」としているのは、「カギ」と「トザシ」の総称としての「カギ」があるからであろう。

古代中国においても、「鑰」に混用が見られるようになったが、本来は「管鑰」が錠前を開ける「鍵（key）」を指していたであろう。

韓国の場合には用例が少なく断言できないが、「鑑」を錠前の意味で使い、「鍵（key）」には固有語である「金（soi）」を当てているという尹善泰の説に従うことにする。

\* 「匙」「鍵」「鉤」「鉤」「鑰子」については章を変えて論述する。第二章以降は次号に続稿を用意する。

#### 参考サイト

木簡データベース（奈良文化財団研究所） <http://www.nabunken.jp/open/mokkan2.html>  
 漢字字体変遷研究のための拓本データベース（京都大学、代表…安岡孝一） <http://coe21.zinbun.kyoto-u.ac.jp/dj/vchar>

#### 注

<sup>1</sup> 合田芳正『古代の鍵』ニュー・サイエンス社、一九九八年

<sup>2</sup> 宮原武夫『不動倉の成立』『日本古代の国家と農民』法政大学出版局、一九七三年

- 3 橋本義彦「正倉院の開封記録」『正倉院年報』第十号、一九八八年
- 4 山里純一「不動穀について」『日本歴史』三六〇号、一九七八年；同「正倉の『カギ』の問題について」林陸朗・鈴木靖民編『復元天平諸国正税帳』現代思潮社、一九八五年
- 5 村尾次郎「律令財政史の研究」吉川弘文館、一九六一年；渡辺晃宏「平安時代の不動穀」『史学雑誌』九八―一二二、一九八九年；古尾谷知浩「古代の中央保管官司におけるカギの管理をめぐって」『続日本紀研究』二八八号、一九九四年；大津透「クラとカギ」『古代の天皇制』岩波書店、一九九九年
- 6 李成市「韓国出土の木簡について」『木簡研究』一九号、一九九七年；『東アジア文化圏の形成』山川出版社、二〇〇〇年
- 7 大飼隆「日本語史と東アジアの木簡」『東アジア資料学の可能性模索―出土資料を中心に―』成均館大学校東ASIA学術院人文韓国事業団主催国際学術会議資料、二〇〇八年；『木簡による日本語書記史（二〇一―増訂版）』笠間書院、二〇一一年
- 8 尹善泰「雁鴨池出土『門号木簡』과 新羅東宮의 警備―国立慶州博物館 畵영 赤外線 善本写真을 중심으로―」『新羅文物研究』創刊号、二〇〇七年
- 9 村尾次郎（前掲注5）
- 10 大飼隆「日本語史と東アジアの木簡」（前掲注7）
- 11 大飼隆『木簡による日本語書記史（二〇一―増訂版）』（前掲注7、二六頁）
- 12 大飼隆「日本語史と東アジアの木簡」（前掲注7）
- 13 「満」字は「𣎵」が崩れて傍のほうにくっ付いている字形で書かれていて、「甘両」と読めなくもない。「甘両」の誤写とみるべきか。ただ、一文字分のスペースに書かれているので、「甘両」と読むには少し無理がありそうだ。もう一つ考えられるのは、『玉篇』に「溢 器満也」という記述があり、「溢」を「溢」と同じ字としているので、「溢」にも「満」という意味があると考えられる。そうすると、『篆隸万象名義』の「満」も「溢」の記述から来ていると言えそうだが確実でない。
- 14 「止佐志」は「開鑰」に対する訓である可能性もあれば、「鑰」に対する訓である可能性もある。『新撰字鏡』における他の字の記述から考えて、「鑰」の訓である可能性が高い。例えば、「鍛」に対して「所八反鳥羽病乃保支利」と記述しているが「乃保支利」は「鳥羽病」の訓ではなく、「鍛」の訓であるため、「止佐志」も同じであると考えられる。
- 15 沖森卓也「『和名類聚抄』『歴史と地理（日本史の研究）』六三五号、二〇一〇年六月（二七―三三頁）

16 金文京『漢文と東アジア—訓読の文化圏—岩波新書、二〇一〇年

17 表を作成するにあたって、資料名は『大日本古文書』（編年文書）の名称に従っている。文書の出典は正集・統修・統修後集・統修別集の場合は、巻数—紙番号を示し、統々修の場合は帙数—巻数を示す。表裏は、表の場合は表記を略し、裏のみ「裏」と表記する。『大日本古文書』（編年文書）は巻数—頁数を表す。字形は、正集・統修・統修後集・統修別集の各表裏に属するものは『正倉院古文書影印集成』（八木書店）の一〜十四冊を用い、統々修の各表裏は正倉院文書のマイクロ資料を用いた。画像の縮尺は都合により、一定していない。本文中の◇は割書きを示し、／は改行を示す。

18 表を作成するにあたって、遺跡名は奈良文化財研究所の木簡データベースに従っている。本文と字形は出典に挙げられているものによって異なる。ただ、『N011』『N013』『N015』は写真が出典文献中に掲載されていないため、木簡データベースを使用した。本文中の◇は割書きを示し、／は改行を示す。

19 犬飼隆『木簡による日本語書記史（二〇一一増訂版）』（前掲注7、六一頁）

20 尹善泰（前掲注8）

21 本書は現代中国で使う簡体字で書かれているため、便宜上、日本で使う漢字の字体に変更した。文章記号も現代中国語のが用いられているため、適宜日本で通用するものに変えた。

22 尹善泰（前掲注8）

23 宮原武夫（前掲注2）

24 合田芳正（前掲注1、一〇八頁）

25 増補史料大成『兵範記』三、臨川書店、一九六五年





26 橋本義彦『正倉院の開封記録』（前掲注6）

27 奈良文化財研究所『平城京木簡三』解説、二〇〇六年；奈良文化財研究所『飛鳥藤原京木簡一』解説、二〇〇九年；木簡学会『木簡研究』二九号、二三頁

28 柳澤和明「多賀城跡域外出土辛櫃の意義—現存古櫃・絵画・文献史料、出土古櫃の多角的検討を通して—」（『日本考古学』第二七号、二〇〇九年五月）に、「韓櫃」より「辛櫃」の名称がより古いものであると指摘していて、「辛鑑」と「韓鑑」は同じであると考えられる。

合田芳正（前掲注1）  
虎尾俊哉編『訳注日本史料  
延喜式』集英社、二〇〇〇年

表一 『日本書紀』（北野本）における「鑰」（鑰）の使用例


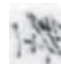




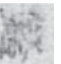



NO	本文	卷数	所属	字形
1	新婦出庭而鑰匙自天落前婦取而与股々得始富	卷第二七	天智天皇三年十二月	
2	即將軍吹負難波小郡而仰以西諸国司等令進官鑰馱給云印	卷第二八	天武天皇元年七月	
3	丙午神祇官奏上神宝書四卷鑰九箇木印一箇	卷第三〇	持統天皇六年九月	
4	辛巳詔内藏寮允大伴男人座藏降位二階解見任官典鑰置始多久与菟野大伴亦坐 藏降位一階解見任官	卷第三〇	持統天皇七年四月	

表二 正倉院文書における「鑰」の使用例








NO	本文	資料名	年紀	出典名	字形
1	鑰貳拾勾（不動鑰四勾留国／常鑰一十六勾）	隱岐国正税収納帳	天平五年二月十九日	『大日本古文書』 一-453 正集 34-4	  
2	鑰取一領（高屋受衣一袴一）	写書雜物充帳	天平二年七月四日	『大日本古文書』 一-394 続修 16-3裏	
3	合鑰肆拾口（廿口寺内 廿口所々□□者）／合鑰子參拾口（廿口寺内 十口所々□□者	法隆寺伽藍縁起并流記資財帳	天平十九年二月十一日	『大日本古文書』 二-592	










表三 正倉院文書における「鑑」の使用例

NO	本文	資料名	年紀	出典名	字形		
1	鑑壹拾陸勾 (不動鑑七勾 備會鑑一勾 不動七 (匙) 一口 / 常鑑七勾 塩倉鑑一勾 正倉印一口) 右不動鑑柴勾藏納櫃ヒ付去天平七年正税帳使故目従七位上土師宿称佐美麻呂申送已訖	駿河国正税帳	天平十年	『大日本古文書』二 -123 正集 18-6			
2	鑑壹拾貳勾 / 不動會鑑陸勾 / 常鑑陸勾 / 匙武口不動 (一口以神亀元年十二月廿九日附史生大初位上殿十一等林進毛人進上 / 一口以天平元年正月廿一日附史生従七位下廣瀬臣光進上)	伊豆国正税并 袖税帳	天平十一年	『大日本古文書』二 -198 正集 19-4			
3	鑑壹勾 (常)	伊豆国正税并 袖税帳	天平十一年	『大日本古文書』二 -199 正集 19-5			
4	鑑貳勾 (不動鑑一勾 / 常鑑一勾)	周防国正税目 録帳	天平七年	『大日本古文書』一 -624 正集 35-8			
5	鑑貳勾 (不動鑑一勾 / 常鑑一勾)	周防国正税目 録帳	天平七年	『大日本古文書』一 -627 正集 35-11			
6	鑑壹拾貳勾 (不動鑑六勾 / 常鑑六勾)	周防国正税目 録帳	天平十年	『大日本古文書』二 -144 正集 36-7			
7	鑑伍勾 (印一面) / 右所以不進不動會鑑者依今年 / 国裏疫病不得加不動穀仍 / 不進上件鑑如前	長門国収納大 税目録帳	天平九年	『大日本古文書』二 -36 正集 36-13			
8	合倉壹拾伍間 (穀倉五間類倉八間 / 空倉二間) 鑑 壹勾	長門国収納大 税目録帳	天平九年	『大日本古文書』二 -37 正集 36-14			

9	鏡壹拾伍勺（不動六勺 / 動九勺）	紀伊国収納大 税帳	天平二年	『大日本古文書』一 -421 正集 37-3			
10	令奉請大般若經本經一辛横（在纏子并封 / 幅鏡一） 残紙一辛横（在封）	石山院解	天平宝字六年十二月八日	『大日本古文書』十 五-250 続修 20-9 裏			
11	丸鏡一隻（重二両）	下鉄帳	天平宝字六年四月二十日	『大日本古文書』十 五-301 続修 26-1 裏			
12	丸鏡一勾（重二両）	下鉄帳	天平宝字六年五月一日	『大日本古文書』十 五-302 続修 26-1 裏			
13	廿三日作上辛鏡一隻（重一斤六両）	下鉄帳	天平宝字六年七月二十三日	『大日本古文書』十 五-305 続修 46-9 裏			
14	鏡一隻 材物打印一隻 / 韓櫃打立番一具 / 戸打立二隻 鏡三勾 / 丸鏡一隻 戸細并坏八口	作物雜工散役 解	天平宝字六年三月三十日	『大日本古文書』五 -180 続修後集 34-8			
15	戸鏡八勾 / 辛鏡一勾（長三尺） / 丸鏡一勾（長二尺以下一尺以上）	作物雜工散役 解	天平宝字六年閏十二月二十九日	『大日本古文書』五 -340~341 続修後集 34-9 裏			
16	鏡四勾 < 重四両 > 丸鏡一隻（重三両）	先鉄并作上帳	天平宝字六年二月二十一日	『大日本古文書』十 五-297 続修別集 16-8 裏			

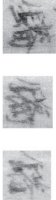







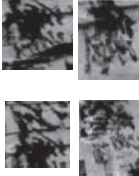

17	卅文九鑑二隻直 (別十五文) 十三文買鍵三隻直	奉写二部大般若經裁用帳	天平宝字六年閏十二月廿七日	【大日本古文書】十六-100 続々修4-10			
18	令奉請般若本經一辛横 (在鑲并封 / 副鑑一隻)	石山院解	天平宝字六年十二月八日	【大日本古文書】五-288 続々修18-3裏			
19	郡鑑取并三人到来	造東大寺司牒	天平宝字四年七月二十六日	大日本古文四-429 続々修18-6裏			
20	雄立一枚 < 鏡之 鑄 (物) 之 > 牒涌立五枚 鐵鑑一勾 / 金塗口裏之	造大神宮用度帳案	年月日闕	【大日本古文書】二-15-370 続々修38-8裏			
21	丸鑑二隻 鍵三隻	鳥取国万呂請紙状	天平宝字六年閏十二月十四日	【大日本古文書】十六-127 続々修43-20			
22	又下鍵三口鑑一口 (已上充經所曹司戸料)	造石山寺所雜物用帳	天平宝字六年四月十日	【大日本古文書】十五-325 続々修44-6			
23	又下四寸半釘四隻 (固益 (鑑) 懸木料付品治石弓)	造石山寺所雜物用帳	天平宝字六年四月十四日	【大日本古文書】十五-327 続々修44-6			

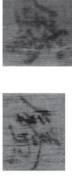




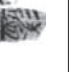

24	辛鑓一勾 / 右固仏堂扇標等扶料下充如件	造石山寺所雜物用帳	天平宝字六年七月二十六日	【大日本古文書】十五-340 続々修44-6			
25	十日作上戸具鑓三口鑓一口鎌二柄（重十二両）	造石山寺所鐵壳并作上帳	天平宝字六年四月十日	【大日本古文書】十五-300 続々修45-2			
26	戸鑓八勾 < 重二斤九両 > / 辛鑓一勾 < 長三尺 / 重一斤八両 > 丸鑓七勾 < 長二尺以下一尺以上 / 重一斤一両 >	造石山院所用度帳	天平宝字六年閏十二月	【大日本古文書】十六-231 続々修45-5裏			
27	鑓八勾 / 韓鑓一勾（仏堂料） / 丸鑓七勾（一勾僧房三字（戸）料 二勾経藏上下階（戸）料 四勾板屋等料	造石山院所用度帳	天平宝字六年閏十二月	【大日本古文書】十六-239 続々修45-5裏			
28	鎌壹具 < 付倉 > 鑓壹勾 < 付屋 >	十市布施屋守會欄刀良解	宝龜二年二月二十三日	【大日本古文書】十六-121 東南院四權附録6			

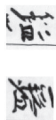


表四 日本の古代木簡における「鑓」（「鑓」）の使用例


NO	遺跡名	本文	出典	字形
1	平城宮	<p>・可替□□〔鑓袋カ〕五口 / 内藏 / 主油司 酒司</p> <p>〔百十六□〔上カ〕〕（表）・可替□〔鑓カ〕□五口○大</p> <p>□主油司（裏1）・可 / □ / □ / □□〔大カ〕</p> <p>侍 □ □ 侍 □〔袋カ〕（裏2）</p>	奈良国立文化財研究所「平城宮木簡三」3226	

<p>2</p> <p>平城京左京三条二坊一・二・七・八坪長屋王邸</p>	<p>・移 (政所) 各兄麻呂之服用糸十五絢布十五常 / 『遣北御倉鑑一勾藏鑑一塩殿鑑一勾右三』・右糸布者若翁御物交易糸布用又米交易数記進上 / 附日下道万呂 / 九月五日礮石角</p>	<p>木簡学会 『木簡研究』 一一-9</p>	
<p>3</p> <p>平城京左京二条二坊五坪二条大路濠状遺構 (北)</p>	<p>官鑰皆</p>	<p>奈良国立文化財研究所 『平城宮発掘調査出土木簡情報』 三〇-11</p>	
<p>4</p> <p>平城宮中央区朝堂院地区東南隅</p>	<p>コ□ (藏カ) 省少主鑑</p>	<p>奈良文化財研究所 『平城宮木簡七』 12002</p>	
<p>5</p> <p>平城京左京二条二坊十三坪</p>	<p>□□□□ / □五□ / 受□ / 鑑□</p>	<p>奈良国立文化財研究所 『平城宮発掘調査出土木簡情報』 一七-20</p>	
<p>6</p> <p>平城宮</p>	<p>□鑑</p>	<p>奈良国立文化財研究所 『平城宮木簡四』 5307</p>	
<p>7</p> <p>平城京左京三条二坊一・二・七・八坪長屋王邸</p>	<p>・符 少書吏 布廿四端下 / / 遣勾鑑二 / 十四端者 上 藏鑑二) ○ / (附葛野連千稻 / 折權負管速進上) 十六日 (家從 廣足 / 家扶稻栗) ○</p>	<p>奈良国立文化財研究所 『平城京木簡二』 1695</p>	

8	<p>平城京左京三条二坊 一・二・七・八坪長 屋王邸</p> <p>・〇「日澤大御澤一乳戸進出・〇進壺殿鏡一藏鏡二/ 七月十五日/扶</p>	<p>奈良国立文化財研究 所『平城京木簡二』 1720</p>	
9	<p>平城京左京三条二坊 一・二・七・八坪長 屋王邸</p> <p>・鏡取少子「□□（大夫カ）」（「地地天而為」を「大 夫以下に重書」）・□□□□（綾綾カ）給被</p>	<p>奈良国立文化財研究 所『平城京木簡一』 287</p>	
10	<p>平城京左京三条二坊 一・二・七・八坪長 屋王邸</p> <p>□□□□□鏡急</p>	<p>奈良国立文化財研究 所『平城京木簡二』 2398</p>	
11	<p>平城京左京三条二坊 八坪二条大路濠状遺 構（南）</p> <p>器殿鏡</p>	<p>奈良国立文化財研究 所『平城宮発掘調査 出土木簡概報』二二- 15</p>	
12	<p>平城京左京三条二坊 八坪二条大路濠状遺 構（南）</p> <p>殿東殿器鏡/南西瓦蓋殿鏡/北檜蓋殿鏡/南細殿外方 鏡</p>	<p>奈良国立文化財研究 所『平城宮発掘調査 出土木簡概報』二二- 16</p>	
13	<p>平城京左京二条二坊 五坪二条大路濠状遺 構（北）</p> <p>・鏡取二八二升</p>	<p>奈良国立文化財研究 所『平城宮発掘調査 出土木簡概報』二四- 22</p>	

14	平城京左京二条二坊 五坪二条大路濠状遺 構(北)	・○東門鑰・○「東殿門鑰」	奈良文化財研究所 『平城京木簡三』4988	
15	平城京左京三条二坊 一・二・七・八坪長 屋王邸	東□□(戸牒)鑰	奈良国立文化財研究所 『平城宮発掘調査 出土木簡概報』二五- 19	
16	平城京左京三条二坊 八坪二条大路濠状遺 構(南)	笔无□鑰	奈良国立文化財研究所 『平城宮発掘調査 出土木簡概報』三一- 20	
17	平城京左京三条二坊 八坪二条大路濠状遺 構(南)	○□腰□(鑰カ)	奈良国立文化財研究所 『平城宮発掘調査 出土木簡概報』三一- 21	
18	長岡京	・「鑰取」□□連□□連□田連美□草連□」・「□ 寸 泰 □ □ 女」	木簡学会『木簡研究』 6-27	
19	飛鳥地遺跡北地区	・○経蔵蓋・○□□□	奈良文化財研究所 『飛鳥藤原京木簡一』 238	
20	長岡京左京一条三坊 六・十一町・戌亥遺 跡	鑰主	京都市埋蔵文化財研 究所『長岡京左京出 土木簡一』435	

21	秋田城跡	・「子太口（肥カ）一升 夜口（和カ）矢一升、伊佐伎一升、鑓取一升、伊波口一升」・「伊佐伎三升 真紀口二升 子口一升 口手二升」	木簡学会 『木簡研究』 二九-158	
22	長岡京跡左京北一条三坊二町・三町 東院跡	「二月九日到着（大主鑓真成 佐比弘 少主鑓公成 国口 口口／長上小縣 口麻呂）」	木簡学会 『木簡研究』 二三-24	
23	長岡京跡左京北一条三坊二町・三町 東院跡	・「 <sup>○</sup> 察仕丁十人（一人政所 一人縫殿 一人油衣所 一人膳額×／一人市買并大炊米請 一人薪 三人口×・「 <sup>○</sup> 」 五月十一日大主鑓大×	木簡学会 『木簡研究』 二三-24	
24	長岡京跡左京北一条三坊二町・三町 東院跡	・「 <sup>○</sup> 察仕丁拾人（一人政所 一人夾纈所 一人御服所 一人油衣／一人口（作カ）口口」・「 <sup>○</sup> 口口口／五月十三日大主口（鑓カ）大藏真成」	木簡学会 『木簡研究』 二三-24	
25	長岡京跡左京北一条三坊二町・三町 東院跡	大主口（鑓カ）×	木簡学会 『木簡研究』 二三-24	
26	平城京右京一条三坊八坪（西大寺旧境内 食堂院跡推定地）	・「飯式升 客房侍倉人一人鑓取一人合二人間食料／寺主 口口口 口都口『間圓』 少都口（那カ）三月五日」・「錢口貫文 少寺主 / 『口口』 而口口 而口口口」	木簡学会 『木簡研究』 二九-21	
27	平城京右京一条三坊八坪（西大寺旧境内 食堂院跡推定地）	「 <sup>○</sup> 西南口殿鑓」	木簡学会 『木簡研究』 二九-23	

28	平城宮東方官衙地区	少主鑑	
29	平城宮東方官衙地区	<input type="checkbox"/> 鷄雄鈴 <input type="checkbox"/> (鑑カ) <input type="checkbox"/>	木簡学会『木簡研究』 三〇-8 奈良国立文化財研究所 『平城宮発掘調査 出土木簡概報』四〇- 18

# Expressions of “Key” and “Lock” by Chinese Characters In Ancient East Asian Countries

FANG Guohua

## Abstract

This article investigates the Chinese characters used to indicate 「錠 (lock)」 and 「鍵 (key)」 in ancient East Asian countries. By clarifying the similarities and differences between the usages in these countries, I am attempting to uncover the actual situation of the Chinese character usages in ancient East Asian countries. In Japanese, 「カギ (kagi)」 denotes both the lock and the key. Henceforth, in this article, when the lock and the key are not distinguished, the term 「カギ (kagi)」 is used, while in the case when they are distinguished, the terms 「錠 (lock)」 and 「鍵 (key)」 are used.

It is observed that the character 「鑰」 was used to indicate 「カギ (kagi)」 in ancient Japan, the ancient Korean Peninsula and the Liao Dynasty. Although the character 「鑰」 is the simplified character of 「鑰」, the use of 「鑰」 to mean 「カギ (kagi)」 is not considered appropriate in China. In the Central Plain of ancient China, the character 「鑰」 was only used to denote weight. Since the character 「鑰」 was never used in the meaning of 「カギ (kagi)」 in the Central Plain of ancient China, it is plausible to conclude that using the character 「鑰」 to denote 「カギ (kagi)」 was only available in those neighboring countries of China.

In ancient Japan, according to some Japanese literature written in standard Chinese such as the “Nihonshoki” and some old dictionaries aiming at the canonical style in China, a character similar to 「鑰」 in shape (rather than 「鑰」) was used to denote 「カギ (kagi)」. However, in informal contexts, the character 「鑰」 was used to denote 「カギ (kagi)」, and the usage had already been established in the 7th century. the character 「鑰」 (「鑰」) could be used to denote 「錠 (lock)」, 「鍵 (key)」, and 「錠 (lock)」 and 「鍵 (key)」 as a set, as well as the vertical bolt and the horizontal bolt. Since all these things are called 「カギ (kagi)」 in Japanese, a reasonable guess would be that 「鑰」 (「鑰」) was the notation in Chinese character of the Japanese word 「カギ (kagi)」.

In ancient China, 「鑰」 was used to indicate 「管鑰」. the character 「鑰」 originally referred to the 「鍵 (key)」 which unlocks a lock, but it also came to denote 「錠 (lock)」 due to the confusion in usage in the era when the 「鍵 (key)」 which unlocks the lock, the male metal fittings 「鍵 (key)」 and the female metal fittings 「閉」 came to be set together as an implement of three parts.

As for the case in the ancient Korean Peninsula, it is impossible to get a clear picture, because there are not enough examples. Thus, I would like to adopt the account given by YUN Soentea that 「鑰」 is used in the meaning of lock, while the Korean word 「金 (soi)」 is used to denote 「鍵 (key)」.

In both ancient Japan and the Korean Peninsula, the character 「鑰」 was borrowed from China, its simplified character 「鑰」 came to be used in the same meaning. However, the meaning of 「鑰」 (「鑰」) differed in the languages of these two areas: it referred to 「錠 (lock)」 in the ancient Korean Peninsula, whereas it indicated 「カギ」 in ancient Japan.